

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 1月17日
【発行者名】	三井住友アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前田 良治
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号
【事務連絡者氏名】	三島 克哉
【電話番号】	03-5405-0228
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	三井住友・株式アナライザー・オープン
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

**・【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】**

平成25年7月18日付をもって提出しました「三井住友・株式アナライザー・オープン」の有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、平成26年1月17日に有価証券報告書を提出したことに伴う関係情報の更新、その他訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書により訂正を行うものです。

**・【訂正の内容】**

<訂正前> および <訂正後> に記載している下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

**第一部【証券情報】****(5) 【申込手数料】**

## &lt;訂正前&gt;

原則として、申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）に、3.15%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

## &lt;訂正後&gt;

原則として、申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）に、3.15%<sup>\*</sup>（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

\* 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は3.24%となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>

(略)

□ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

2,000百万円（平成25年5月31日現在）

(略)

(ハ) 大株主の状況

（平成25年5月31日現在）

名称	住所	所有 株式数	比率 (%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	7,056	40.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	4,851	27.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	4,851	27.5
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	882	5.0

<訂正後>

(略)

□ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

2,000百万円（平成25年11月29日現在）

(略)

(ハ) 大株主の状況

（平成25年11月29日現在）

名称	住所	所有 株式数	比率 (%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	7,056	40.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	4,851	27.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	4,851	27.5
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	882	5.0

## 2【投資方針】

### (3)【運用体制】

<訂正前>

イ 運用体制

( 略 )

リスク管理部は8名程度、運用企画部は8名程度で構成されています。

( 略 )

<訂正後>

イ 運用体制

( 略 )

リスク管理部は9名程度、運用企画部は7名程度で構成されています。

( 略 )

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

<訂正前>

原則として、申込金額(取得申込受付日の基準価額×申込口数)に、3.15%(税抜き3.0%)を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

( 略 )

<訂正後>

原則として、申込金額(取得申込受付日の基準価額×申込口数)に、3.15%<sup>\*</sup>(税抜き3.0%)を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

\*消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は3.24%となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

( 略 )

## ( 3 ) 【信託報酬等】

## &lt; 訂正前 &gt;

純資産総額に年1.05%（税抜き1.0%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.4725%	年0.4725%	年0.105%
(0.45%)	(0.45%)	(0.1%)

( ) 内は税抜き。

## &lt; 訂正後 &gt;

純資産総額に年1.05%<sup>\*</sup>（税抜き1.0%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

\*消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は年1.08%となります。

信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

< 信託報酬の配分（税抜き） >

委託会社	販売会社	受託会社
年0.45%	年0.45%	年0.1%

上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

## ( 4 ) 【その他の手数料等】

## &lt; 訂正前 &gt;

イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.00735%（税抜き0.007%）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。

( 略 )

## &lt; 訂正後 &gt;

イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.00735%<sup>\*</sup>（税抜き0.007%）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。

\*消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は年0.00756%となります。

( 略 )

## （５）【課税上の取扱い】

<訂正前>

（略）

### 二 個人、法人別の課税の取扱いについて

#### （イ）個人の受益者に対する課税

##### ・ 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

時期	税率
平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

##### ・ 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との通算が可能です。

時期	税率
平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

#### （ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。

時期	税率
平成25年12月31日まで	7.147%（所得税のみ）
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税のみ）

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です（平成26年1月1日以降）。

当ファンドは、受取配当にかかる益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」（以下「NISA」といいます。）をご利用の場合

NISAとは、平成26年1月1日より開始される非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

上記「（５）課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、平成25年5月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

<訂正後>

( 略 )

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

・ 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・ 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との通算が可能です。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。

当ファンドは、受取配当にかかる益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、平成25年11月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

## 5【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」の記載は、下記の通り更新されます。

## (1)【投資状況】

平成25年11月29日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	4,155,022,700	99.34
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		27,578,071	0.66
合計（純資産総額）		4,182,600,771	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

平成25年11月29日現在

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	245,300	639.00	156,746,700	659.00	161,652,700	3.86
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	24,000	6,370.00	152,880,000	6,380.00	153,120,000	3.66
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	34,300	4,009.69	137,532,507	4,330.00	148,519,000	3.55
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	28,400	4,875.00	138,450,000	5,070.00	143,988,000	3.44
日本	株式	三井不動産	不動産業	35,000	3,408.39	119,293,849	3,475.00	121,625,000	2.91
日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	68,800	1,471.00	101,204,800	1,597.00	109,873,600	2.63
日本	株式	デンソー	輸送用機器	20,600	4,830.00	99,498,000	5,130.00	105,678,000	2.53
日本	株式	キーエンス	電気機器	2,400	36,650.00	87,960,000	41,150.00	98,760,000	2.36
日本	株式	セコム	サービス業	15,100	6,140.00	92,714,000	6,320.00	95,432,000	2.28
日本	株式	SMC	機械	3,800	23,160.00	88,008,000	24,660.00	93,708,000	2.24
日本	株式	日本精工	機械	75,000	1,144.75	85,856,351	1,210.00	90,750,000	2.17
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	10,900	7,806.83	85,094,462	8,290.00	90,361,000	2.16
日本	株式	日本碍子	ガラス・土石製品	48,000	1,613.27	77,437,275	1,875.00	90,000,000	2.15
日本	株式	ジャフコ	証券・商品先物取引業	15,600	5,115.85	79,807,260	5,700.00	88,920,000	2.13
日本	株式	住友不動産	不動産業	18,000	4,912.21	88,419,788	4,855.00	87,390,000	2.09
日本	株式	三菱電機	電気機器	73,000	1,114.97	81,393,181	1,183.00	86,359,000	2.06
日本	株式	パナソニック	電気機器	73,400	963.45	70,717,230	1,175.00	86,245,000	2.06
日本	株式	日本特殊陶業	ガラス・土石製品	36,000	2,233.31	80,399,273	2,378.00	85,608,000	2.05
日本	株式	オリックス	その他金融業	41,400	1,705.19	70,594,866	1,865.00	77,211,000	1.85
日本	株式	大成建設	建設業	154,000	495.80	76,353,200	466.00	71,764,000	1.72
日本	株式	アサヒグループホールディングス	食料品	25,200	2,741.75	69,092,100	2,804.00	70,660,800	1.69
日本	株式	新日鐵住金	鉄鋼	206,000	336.55	69,329,300	332.00	68,392,000	1.64
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	18,100	3,160.00	57,196,000	3,400.00	61,540,000	1.47
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	17,300	3,455.00	59,771,500	3,460.00	59,858,000	1.43
日本	株式	国際石油開発帝石	鉱業	50,200	1,147.00	57,579,400	1,188.00	59,637,600	1.43
日本	株式	マツダ	輸送用機器	125,000	456.56	57,070,622	471.00	58,875,000	1.41
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	270,900	210.00	56,889,000	215.00	58,243,500	1.39
日本	株式	村田製作所	電気機器	6,200	7,839.71	48,606,230	8,810.00	54,622,000	1.31
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	14,300	3,685.00	52,695,500	3,770.00	53,911,000	1.29
日本	株式	ドン・キホーテ	小売業	8,300	6,562.40	54,467,989	6,270.00	52,041,000	1.24



## □ 種類別・業種別の投資比率

平成25年11月29日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式（国内）	鉱業	1.43
	建設業	4.34
	食料品	4.00
	化学	4.02
	医薬品	3.15
	ゴム製品	1.03
	ガラス・土石製品	4.20
	鉄鋼	1.64
	非鉄金属	3.65
	機械	6.98
	電気機器	11.45
	輸送用機器	11.15
	精密機器	1.13
	電気・ガス業	1.46
	陸運業	2.94
	倉庫・運輸関連業	0.84
	情報・通信業	5.79
	卸売業	1.89
	小売業	2.53
	銀行業	9.71
	証券、商品先物取引業	3.31
	保険業	1.47
その他金融業	1.85	
不動産業	5.00	
サービス業	4.39	
合 計		99.34

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

( 3 ) 【運用実績】  
【純資産の推移】

年月日	純資産総額 (円)	1万口当たりの 純資産額(円)
第13期(平成16年 4月22日) (分配落)	15,259,062,045	5,387
(分配付)	15,259,062,045	5,387
第14期(平成16年10月22日) (分配落)	12,783,914,578	4,786
(分配付)	12,783,914,578	4,786
第15期(平成17年 4月22日) (分配落)	11,717,493,334	4,853
(分配付)	11,717,493,334	4,853
第16期(平成17年10月24日) (分配落)	11,571,240,619	5,649
(分配付)	11,571,240,619	5,649
第17期(平成18年 4月24日) (分配落)	13,622,565,367	7,117
(分配付)	13,622,565,367	7,117
第18期(平成18年10月23日) (分配落)	12,200,486,513	6,688
(分配付)	12,200,486,513	6,688
第19期(平成19年 4月23日) (分配落)	11,364,413,345	7,001
(分配付)	11,364,413,345	7,001
第20期(平成19年10月22日) (分配落)	9,059,746,263	6,984
(分配付)	9,059,746,263	6,984
第21期(平成20年 4月22日) (分配落)	7,178,227,867	5,774
(分配付)	7,178,227,867	5,774
第22期(平成20年10月22日) (分配落)	4,763,097,893	4,066
(分配付)	4,763,097,893	4,066
第23期(平成21年 4月22日) (分配落)	4,211,437,090	3,728
(分配付)	4,211,437,090	3,728
第24期(平成21年10月22日) (分配落)	4,467,667,910	4,213
(分配付)	4,467,667,910	4,213
第25期(平成22年 4月22日) (分配落)	4,438,509,699	4,534
(分配付)	4,438,509,699	4,534
第26期(平成22年10月22日) (分配落)	3,651,480,070	4,001
(分配付)	3,651,480,070	4,001
第27期(平成23年 4月22日) (分配落)	3,510,410,341	4,098
(分配付)	3,510,410,341	4,098
第28期(平成23年10月24日) (分配落)	3,083,430,196	3,824
(分配付)	3,083,430,196	3,824
第29期(平成24年 4月23日) (分配落)	3,156,438,253	4,151
(分配付)	3,156,438,253	4,151
第30期(平成24年10月22日) (分配落)	2,944,377,832	4,015
(分配付)	2,944,377,832	4,015
第31期(平成25年 4月22日) (分配落)	4,200,745,946	6,094
(分配付)	4,200,745,946	6,094
第32期(平成25年10月22日) (分配落)	4,130,409,918	6,459
(分配付)	4,130,409,918	6,459
平成24年11月末日	3,001,036,128	4,139
12月末日	3,211,276,705	4,521
平成25年 1月末日	3,497,813,723	4,948
2月末日	3,590,600,943	5,120
3月末日	3,801,426,881	5,474
4月末日	4,230,025,099	6,170

5月末日	3,996,349,227	5,934
6月末日	4,036,059,548	6,022
7月末日	3,906,362,237	5,970
8月末日	3,811,411,953	5,843
9月末日	4,070,973,100	6,362
10月末日	4,056,730,471	6,356
11月末日	4,182,600,771	6,694

## 【分配の推移】

計算期間	1万口当たり分配金（円）
第13期（平成15年10月23日～平成16年4月22日）	0
第14期（平成16年4月23日～平成16年10月22日）	0
第15期（平成16年10月23日～平成17年4月22日）	0
第16期（平成17年4月23日～平成17年10月24日）	0
第17期（平成17年10月25日～平成18年4月24日）	0
第18期（平成18年4月25日～平成18年10月23日）	0
第19期（平成18年10月24日～平成19年4月23日）	0
第20期（平成19年4月24日～平成19年10月22日）	0
第21期（平成19年10月23日～平成20年4月22日）	0
第22期（平成20年4月23日～平成20年10月22日）	0
第23期（平成20年10月23日～平成21年4月22日）	0
第24期（平成21年4月23日～平成21年10月22日）	0
第25期（平成21年10月23日～平成22年4月22日）	0
第26期（平成22年4月23日～平成22年10月22日）	0
第27期（平成22年10月23日～平成23年4月22日）	0
第28期（平成23年4月23日～平成23年10月24日）	0
第29期（平成23年10月25日～平成24年4月23日）	0
第30期（平成24年4月24日～平成24年10月22日）	0
第31期（平成24年10月23日～平成25年4月22日）	0
第32期（平成25年4月23日～平成25年10月22日）	0

## 【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
第13期	7.3
第14期	11.2
第15期	1.4
第16期	16.4
第17期	26.0
第18期	6.0
第19期	4.7
第20期	0.2
第21期	17.3
第22期	29.6
第23期	8.3
第24期	13.0
第25期	7.6

第26期	11.8
第27期	2.4
第28期	6.7
第29期	8.6
第30期	3.3
第31期	51.8
第32期	6.0

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第13期	461,807,879	2,332,529,624
第14期	217,235,765	1,831,019,987
第15期	327,746,782	2,892,015,594
第16期	475,981,018	4,138,708,329
第17期	1,861,033,300	3,202,551,716
第18期	72,762,931	973,639,820
第19期	924,872,159	2,934,442,635
第20期	116,656,313	3,376,649,726
第21期	70,730,855	609,782,279
第22期	40,835,166	759,624,704
第23期	60,836,001	477,383,541
第24期	75,695,438	768,907,888
第25期	42,788,256	858,137,871
第26期	35,712,040	697,417,099
第27期	86,686,267	647,502,046
第28期	26,651,057	529,745,441
第29期	37,244,869	496,710,439
第30期	30,682,922	300,557,854
第31期	78,360,580	519,134,394
第32期	80,506,591	578,431,876

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

## 〔参考情報〕

基準日2013年11月29日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

※2002年12月30日以降においては、分配実績はありません。

基準価額	6,694円
純資産総額	42億円

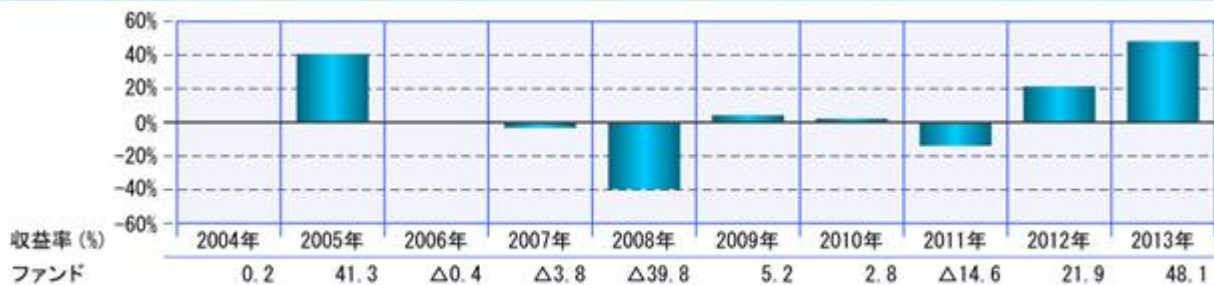
## 分配の推移

決算期	分配金
2013年10月	0円
2013年4月	0円
2012年10月	0円
2012年4月	0円
2011年10月	0円
設定来累計	6,320円

※分配金は1単位当たり、税引前です。

※直近5計算期間を記載しています。

## 年間収益率の推移（暦年ベース）



2013年のファンドの収益率は、年初から2013年11月29日までの騰落率を表示しています。  
ファンドにはベンチマークはありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

（ 略 ）

#### 八 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）に、3.15%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

（ 略 ）

<訂正後>

（ 略 ）

#### 八 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）に、3.15%<sup>\*</sup>（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

\*消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は3.24%となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

（ 略 ）

### 第3【ファンドの経理状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」の記載は、下記の通り更新されます。

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期(平成25年4月23日から平成25年10月22日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【三井住友・株式会社アナライザー・オープン】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第31期 (平成25年 4月22日現在)	第32期 (平成25年10月22日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	54,772,229	50,979,835
株式	4,140,749,500	4,073,981,400
未収入金	153,373,576	24,353,872
未収配当金	32,365,105	27,422,500
未収利息	45	41
流動資産合計	4,381,260,455	4,176,737,648
資産合計	4,381,260,455	4,176,737,648
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	153,370,972	20,997,260
未払解約金	9,272,390	3,755,233
未払受託者報酬	1,774,707	2,142,536
未払委託者報酬	15,972,271	19,282,786
その他未払費用	124,169	149,915
流動負債合計	180,514,509	46,327,730
負債合計	180,514,509	46,327,730
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	6,892,819,028	6,394,893,743
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	2,692,073,082	2,264,483,825
元本等合計	4,200,745,946	4,130,409,918
純資産合計	4,200,745,946	4,130,409,918
負債純資産合計	4,381,260,455	4,176,737,648



## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第31期		第32期	
	自	平成24年10月23日 至 平成25年 4月22日	自	平成25年 4月23日 至 平成25年10月22日
<b>営業収益</b>				
受取配当金		35,490,405		34,174,048
受取利息		12,354		7,216
有価証券売買等損益		1,444,709,816		228,104,602
その他収益		643,524		1,662
営業収益合計		1,480,856,099		262,287,528
<b>営業費用</b>				
受託者報酬		1,774,707		2,142,536
委託者報酬		15,972,271		19,282,786
その他費用		133,695		149,915
営業費用合計		17,880,673		21,575,237
営業利益		1,462,975,426		240,712,291
経常利益		1,462,975,426		240,712,291
当期純利益		1,462,975,426		240,712,291
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		39,160,028		8,557,816
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		4,389,215,010		2,692,073,082
剰余金増加額又は欠損金減少額		310,606,535		225,870,518
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		310,606,535		225,870,518
剰余金減少額又は欠損金増加額		37,280,005		30,435,736
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		37,280,005		30,435,736
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		2,692,073,082		2,264,483,825

( 3 ) 【注記表】  
( 重要な会計方針の注記 )

項 目	第32期 自 平成25年 4月23日 至 平成25年10月22日	
	1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>	

( 貸借対照表に関する注記 )

項 目	第31期 ( 平成25年 4月22日現在 )	第32期 ( 平成25年10月22日現在 )
	1. 受益権総数	当計算期間の末日における受益権の総数 6,892,819,028口
2. 元本の欠損	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 2,692,073,082円	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 2,264,483,825円
3. 1単位当たり純資産額	0.6094円 ( 1万口 = 6,094円 )	0.6459円 ( 1万口 = 6,459円 )

( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

項 目	第31期 自 平成24年10月23日 至 平成25年 4月22日	第32期 自 平成25年 4月23日 至 平成25年10月22日
	分配金の計算過程	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（35,275,837円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（232,965,972円）、および分配準備積立金（344,483,557円）より、分配対象収益は612,725,366円（1万口当たり888.93円）であります。分配を行っておりません。</p>

## (金融商品に関する注記)

## ・金融商品の状況に関する事項

項 目	第32期 自 平成25年 4月23日 至 平成25年10月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

#### ・金融商品の時価等に関する事項

項目	第32期 (平成25年10月22日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)  
売買目的有価証券

## 第31期（自 平成24年10月23日 至 平成25年4月22日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,327,962,772円
合 計	1,327,962,772円

## 第32期（自 平成25年4月23日 至 平成25年10月22日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	228,353,205円
合 計	228,353,205円

（デリバティブ取引に関する注記）

## 第31期（平成25年4月22日現在）

該当事項はありません。

## 第32期（平成25年10月22日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第31期（自 平成24年10月23日 至 平成25年4月22日）

該当事項はありません。

第32期（自 平成25年4月23日 至 平成25年10月22日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第31期 （平成25年 4月22日現在）	第32期 （平成25年10月22日現在）
期首元本額	7,333,592,842円	6,892,819,028円
期中追加設定元本額	78,360,580円	80,506,591円
期中一部解約元本額	519,134,394円	578,431,876円

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

（単位：円）

銘 柄	株 数	評価額 単価	評価額 金額	備 考
国際石油開発帝石	52,000	1,147.00	59,644,000	
ショーボンドホールディングス	4,900	4,495.00	22,025,500	
コムシスホールディングス	29,200	1,380.00	40,296,000	
大成建設	125,000	493.00	61,625,000	
ヤクルト本社	7,100	5,000.00	35,500,000	
味の素	26,000	1,380.00	35,880,000	
日本たばこ産業	21,700	3,455.00	74,973,500	
信越化学工業	9,200	5,910.00	54,372,000	
大陽日酸	57,000	643.00	36,651,000	
積水化学工業	37,000	1,063.00	39,331,000	
日東電工	6,500	5,730.00	37,245,000	
ユニ・チャーム	7,200	6,440.00	46,368,000	
武田薬品工業	10,000	4,700.00	47,000,000	
塩野義製薬	18,500	2,129.00	39,386,500	
ブリヂストン	11,600	3,500.00	40,600,000	
日本碍子	27,000	1,508.00	40,716,000	
日本特殊陶業	27,000	2,220.00	59,940,000	
新日鐵住金	146,000	343.00	50,078,000	
大同特殊鋼	34,000	593.00	20,162,000	
DOWAホールディングス	41,000	936.00	38,376,000	
住友電気工業	71,300	1,471.00	104,882,300	
S M C	3,800	23,160.00	88,008,000	
クボタ	26,000	1,486.00	38,636,000	
荏原製作所	67,000	532.00	35,644,000	
日本精工	61,000	1,132.00	69,052,000	
マキタ	6,900	5,440.00	37,536,000	

日立製作所	79,000	619.00	48,901,000
三菱電機	38,000	1,048.00	39,824,000
富士電機	104,000	427.00	44,408,000
ジーエス・ユアサ コーポレーション	64,000	630.00	40,320,000
パナソニック	59,400	941.00	55,895,400
アンリツ	20,200	1,220.00	24,644,000
ソニー	28,200	1,935.00	54,567,000
T D K	14,800	4,240.00	62,752,000
キーエンス	2,400	36,650.00	87,960,000
村田製作所	2,600	7,840.00	20,384,000
デンソー	21,000	4,830.00	101,430,000
トヨタ自動車	31,100	6,370.00	198,107,000
本田技研工業	30,700	3,960.00	121,572,000
テルモ	11,800	4,900.00	57,820,000
日機装	18,000	1,180.00	21,240,000
トプコン	15,400	1,543.00	23,762,200
任天堂	3,600	11,570.00	41,652,000
関西電力	33,700	1,326.00	44,686,200
東京瓦斯	72,000	529.00	38,088,000
東日本旅客鉄道	9,500	8,690.00	82,555,000
東海旅客鉄道	3,500	13,090.00	45,815,000
ヤマトホールディングス	18,200	2,206.00	40,149,200
上組	38,000	864.00	32,832,000
インターネットイニシアティブ	14,000	2,959.00	41,426,000
ヤフー	77,400	519.00	40,170,600
大塚商会	4,400	12,890.00	56,716,000
日本電信電話	22,900	5,320.00	121,828,000
三菱商事	21,700	2,011.00	43,638,700
サンリオ	8,000	5,710.00	45,680,000
ミスミグループ本社	10,700	2,880.00	30,816,000
セブン&アイ・ホールディングス	14,400	3,685.00	53,064,000
ドン・キホーテ	6,700	6,620.00	44,354,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	254,400	639.00	162,561,600
三井住友トラスト・ホールディングス	115,000	506.00	58,190,000
三井住友フィナンシャルグループ	29,500	4,875.00	143,812,500
みずほフィナンシャルグループ	280,900	210.00	58,989,000
ジャフコ	13,400	5,110.00	68,474,000
東京海上ホールディングス	22,300	3,160.00	70,468,000
三菱UFJリース	126,800	534.00	67,711,200
三井不動産	32,000	3,400.00	108,800,000
住友不動産	16,000	4,905.00	78,480,000
電通	11,300	3,795.00	42,883,500
ユー・エス・エス	40,500	1,449.00	58,684,500
セコム	15,300	6,140.00	93,942,000
合計	2,790,600		4,073,981,400

(b) 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

	平成25年11月29日現在
資産総額	4,261,236,191 円
負債総額	78,635,420 円
純資産総額 ( - )	4,182,600,771 円
発行済口数	6,248,427,681 口
1口当たり純資産額 ( / )	0.6694 円
( 1万口当たり純資産額	6,694 円)



## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

< 訂正前 >

イ 資本金の額および株式数

	<u>平成25年5月31日現在</u>
資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000 株
発行済株式総数	17,640 株

( 略 )

< 訂正後 >

イ 資本金の額および株式数

	<u>平成25年11月29日現在</u>
資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000 株
発行済株式総数	17,640 株

( 略 )

## 2【事業の内容及び営業の概況】

### <訂正前>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年5月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成25年5月31日現在、単位：百万円）

		本数	純資産総額
株式投資信託	単位型	$\frac{17}{(5)}$	$\frac{71,159}{(28,669)}$
	追加型	$\frac{352}{(150)}$	$\frac{5,655,875}{(3,482,132)}$
	計	$\frac{369}{(155)}$	$\frac{5,727,034}{(3,510,802)}$
公社債投資信託	単位型	$\frac{0}{(0)}$	$\frac{0}{(0)}$
	追加型	$\frac{4}{(1)}$	$\frac{267,044}{(184,500)}$
	計	$\frac{4}{(1)}$	$\frac{267,044}{(184,500)}$
合計		$\frac{373}{(156)}$	$\frac{5,994,079}{(3,695,302)}$

（ ）内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

### <訂正後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年11月29日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成25年11月29日現在、単位：百万円）

		本数	純資産総額
株式投資信託	単位型	$\frac{20}{(6)}$	$\frac{180,522}{(30,587)}$
	追加型	$\frac{381}{(156)}$	$\frac{5,534,281}{(3,501,799)}$
	計	$\frac{401}{(162)}$	$\frac{5,714,803}{(3,532,386)}$
公社債投資信託	単位型	$\frac{2}{(2)}$	$\frac{5,291}{(5,291)}$
	追加型	$\frac{4}{(1)}$	$\frac{294,820}{(209,044)}$
	計	$\frac{6}{(3)}$	$\frac{300,111}{(214,335)}$
合計		$\frac{407}{(165)}$	$\frac{6,014,914}{(3,746,721)}$

（ ）内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

### 3【委託会社等の経理状況】

#### <訂正前>

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、第28期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

#### <訂正後>

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。  
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、第28期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第29期中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

#### [追加]

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」に下記の記載が「中間財務諸表」として追加されます。

## 中間財務諸表

## (1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		第29期中間会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		18,563,045
有価証券		3,999,930
前払費用		273,635
未収委託者報酬		4,336,429
未収運用受託報酬		692,610
未収投資助言報酬		475,080
未収収益		11,626
繰延税金資産		238,053
その他		5,184
流動資産合計		28,595,596
固定資産		
有形固定資産	1	291,283
無形固定資産		476,209
投資その他の資産		
投資有価証券		7,083,959
その他		1,382,419
投資その他の資産合計		8,466,379
固定資産合計		9,233,872
資産合計		37,829,469
負債の部		
流動負債		
預り金		51,432
未払金		2,500,651
未払費用		1,651,568
未払法人税等		772,159
前受収益		6,414
賞与引当金		281,048
その他	2	133,311
流動負債合計		5,396,586
固定負債		
退職給付引当金		1,797,300
固定負債合計		1,797,300
負債合計		7,193,887
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		8,628,984
資本剰余金合計		8,628,984

利益剰余金	
利益準備金	284,245
その他利益剰余金	
配当準備積立金	60,000
別途積立金	1,476,959
繰越利益剰余金	17,522,317
利益剰余金合計	19,343,521
株主資本合計	29,972,506
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	663,075
評価・換算差額等合計	663,075
純資産合計	30,635,581
負債純資産合計	37,829,469

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第29期中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
営業収益			
	委託者報酬		15,369,200
	運用受託報酬		1,375,297
	投資助言報酬		1,045,655
	その他の営業収益		56,848
営業収益計			17,847,000
営業費用			11,631,371
	一般管理費	1	3,991,038
営業利益			2,224,590
	営業外収益	2	40,931
	営業外費用	3	19,631
経常利益			2,245,890
	特別利益	4	229,144
	特別損失	5	21,010
税引前中間純利益			2,454,024
法人税、住民税及び事業税			748,427
法人税等調整額			37,157
法人税等合計			785,584
中間純利益			1,668,440

## (3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第29期中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	2,000,000
当中間期末残高	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	8,628,984
当中間期末残高	8,628,984
資本剰余金合計	
当期首残高	8,628,984
当中間期末残高	8,628,984
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	284,245
当中間期末残高	284,245
その他利益剰余金	
配当準備積立金	
当期首残高	60,000
当中間期末残高	60,000
別途積立金	
当期首残高	1,476,959
当中間期末残高	1,476,959
繰越利益剰余金	
当期首残高	16,718,237
当中間期変動額	
剰余金の配当	864,360
中間純利益	1,668,440
当中間期変動額合計	804,080
当中間期末残高	17,522,317
利益剰余金合計	
当期首残高	18,539,441
当中間期変動額	
剰余金の配当	864,360
中間純利益	1,668,440
当中間期変動額合計	804,080
当中間期末残高	19,343,521
株主資本合計	
当期首残高	29,168,425
当中間期変動額	
剰余金の配当	864,360
中間純利益	1,668,440
当中間期変動額合計	804,080

当中間期末残高	29,972,506
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	529,488
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	133,587
当中間期変動額合計	133,587
当中間期末残高	663,075
評価・換算差額等合計	
当期首残高	529,488
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	133,587
当中間期変動額合計	133,587
当中間期末残高	663,075
純資産合計	
当期首残高	29,697,914
当中間期変動額	
剰余金の配当	864,360
中間純利益	1,668,440
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	133,587
当中間期変動額合計	937,667
当中間期末残高	30,635,581



## 重要な会計方針

### 1．資産の評価基準及び評価方法

#### (1)有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

### 2．固定資産の減価償却の方法

#### (1)有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

#### (2)無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### 3．引当金の計上基準

#### (1)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

#### (2)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

### 4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

第29期中間会計期間 (平成25年9月30日)	
1.有形固定資産の減価償却累計額	986,642千円
2.消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額の重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
3.当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。	当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。
	当座借越極度額の総額 10,000,000千円
	借入実行残高 -
	差引額 10,000,000千円
4.当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York) Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額36,519千円の支払保証を行っております。	

(中間損益計算書関係)

第29期中間会計期間 (自平成25年4月1日至平成25年9月30日)	
1.減価償却実施額	
有形固定資産	43,638千円
無形固定資産	61,323千円
2.営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	2,635千円
受取配当金	33,323千円
3.営業外費用のうち主要なもの	
為替差損	19,593千円
4.特別利益のうち主要なもの	
負ののれん発生益	186,047千円
投資有価証券売却益	37,926千円
5.特別損失のうち主要なもの	
合併関連費用	17,127千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第29期中間会計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

1.発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2.剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月24日 定時株主総会	普通株式	864,360	49,000	平成25年 3月31日	平成25年 6月25日

## （リース取引関係）

第29期中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
1. オペレーティング・リース取引 (借主側)	
未経過リース料（解約不能のもの）	
1年以内	519,884千円
1年超	988,505千円
合 計	1,508,389千円

## （金融商品関係）

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

第29期中間会計期間（平成25年9月30日）

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	18,563,045	18,563,045	-
(2)未収委託者報酬	4,336,429	4,336,429	-
(3)未収運用受託報酬	692,610	692,610	-
(4)未収投資助言報酬	475,080	475,080	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	3,999,930	3,999,600	330
その他有価証券	7,051,551	7,051,551	-
(6)投資その他の資産			
長期差入保証金	541,954	541,954	-
資産計	35,660,602	35,660,272	330
(1)未払金			
未払手数料	2,285,873	2,285,873	-
負債計	2,285,873	2,285,873	-

## （注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬 及び

(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券については取引金融機関から提示された価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等によって、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6)投資その他の資産

長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

## (1) 未払金

## 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	298
投資証券	32,110
合計	32,408
子会社株式及び関連会社株式	
非上場株式	353,036
合計	353,036

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(5) その他有価証券」には含めておりません。また、「中間貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当中間会計期間における減損処理額は、930千円です。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

第29期中間会計期間（平成25年9月30日）

## 1. 満期保有目的の債券

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 中間貸借対照表日の時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	-	-	-
小計	-	-	-
(2) 中間貸借対照表日の時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	3,999,930	3,999,600	330
小計	3,999,930	3,999,600	330
合計	3,999,930	3,999,600	330

## 2. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 353,036千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

## 3. その他有価証券

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	6,299,919	5,292,133	1,007,786
小計	6,299,919	5,292,133	1,007,786
(2)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	751,631	762,854	11,222
小計	751,631	762,854	11,222
合計	7,051,551	6,054,987	996,563

(注) 非上場株式等(中間貸借対照表計上額 32,408千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## (デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

## (企業結合等関係)

取得による企業結合

## 1. 企業結合の概要

## (1)被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 トヨタアセットマネジメント株式会社

事業の内容 投資運用業等

## (2)企業結合を行った主な理由

当社とトヨタアセットマネジメント株式会社の経営統合により、地域性や商品性などの相互補完関係を活かすことで、国内における事業基盤の飛躍的な拡大と運用・商品開発力の強化、更に、経営におけるシナジー発揮などを通じ、お客様サービスのより一層の向上が行えるとの判断に至り、合併致しました。

## (3)企業結合日

平成25年4月1日

## (4)企業結合の法的形式

当社がトヨタアセットマネジメント株式会社の全株式を取得した後に行い、当社を存続会社とする吸収合併方式

## (5)結合後企業の名称

三井住友アセットマネジメント株式会社

## (6)取得した議決権比率

100%

## (7)取得企業を決定するに至った根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによっております。

2. 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間  
平成25年4月1日から平成25年9月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	760,008千円
取得に直接要した費用	2,145千円
取得原価	762,153千円

4. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

当社は、トヨタアセットマネジメント株式会社の発行済株式の全てを所有していたため、合併に際しては新株の発行及び金銭等の交付はありません。

5. 発生したのれんの金額及び発生原因

(1) 負ののれん

186,047千円

(2) 発生原因

受け入れた資産及び引き受けた負債の純額が、被取得企業の取得の対価算定時の企業評価に基づく投資額を上回ったことによります。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,604,153千円
固定資産	258,107千円
資産合計	1,862,260千円

流動負債	619,705千円
固定負債	75,176千円
負債合計	694,881千円

7. 企業結合が当中間会計期間の開始の日に完了したと仮定した場合の当中間会計期間の中間損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

企業結合が当中間会計期間の開始日に完了しているため、該当事項はありません。

(資産除去債務等)

該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

第29期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

## 1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	15,369,200	1,375,297	1,045,655	56,848	17,847,000

## (2) 地域ごとの情報

## 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## 3. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報の記載を省略しております。

## （ 1 株当たり情報 ）

第29期中間会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)	
1 株当たり純資産額	1,736,710円96銭
1 株当たり中間純利益	94,582円78銭
<p>なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。</p>	
<p>(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎</p>	
中間貸借対照表の純資産の部の合計額	30,635,581千円
普通株式に係る純資産額	30,635,581千円
普通株式の発行済株式数	17,640株
1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	17,640株
<p>1 株当たり中間純利益の算定上の基礎</p>	
中間損益計算書上の中間純利益	1,668,440千円
普通株式に係る中間純利益	1,668,440千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	17,640株



## 第2【その他の関係法人の概況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容」の記載は、下記の通り更新されます。

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## イ 受託会社

- (イ) 名称 三菱UFJ信託銀行株式会社  
 (ロ) 資本金の額 324,279百万円（平成25年9月末現在）  
 (ハ) 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## 〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- ・ 名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 10,000百万円（平成25年9月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## ロ 販売会社

(イ) 名称	(ロ) 資本金の額	(ハ) 事業の内容
SMB Cフレンド証券株式会社	27,270百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
極東証券株式会社	5,251百万円	
東洋証券株式会社	13,494百万円	
野村証券株式会社	10,000百万円	
マネックス証券株式会社	7,425百万円	
丸三証券株式会社	10,000百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社北都銀行	11,000百万円	
株式会社三井住友銀行	1,770,996百万円	
株式会社みなと銀行	27,484百万円	
株式会社宮崎太陽銀行	12,252百万円	
三井住友海上火災保険株式会社	139,595百万円	保険業法に基づき損害保険業務を営んでいます。

資本金の額は、平成25年9月末現在。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年12月3日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 鈴木 敏夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・株式アナライザー・オープンの平成25年4月23日から平成25年10月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・株式アナライザー・オープンの平成25年10月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。(注2)財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の中間監査報告書へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月29日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 敏夫	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辰巳 幸久	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。